

本校における若年消費者教育の取り組み

愛知県立東海商業高等学校 加藤 美和

1 はじめに

「消費者教育推進法」の施行に向け、若年者層に対する消費者教育に重点を置いている愛知県より本年度消費者教育モデル校の任を受けた。

家庭科や公民科では、消費者教育が単元としてあるようだが、商業という教科は消費者とは逆の「販売する」立場を学ぶ教科である。そのような教科の中で「賢い消費者になるための知恵」を1つでも多く身につけさせられないかという視点から1年間取組んだ。

2 本校での取組

- (1) 平成24年7月5日(木) 3限 1年「情報処理」(40名)

内容：インターネットでのトラブルを考えよう

- (2) 平成24年11月22日(木) 4限 3年4組ホームルーム(39名)

内容：ライフサイクルゲームでこれからの生活を考えよう

- (3) 平成24年12月13日(木) 4限 3年4組ホームルーム(39名)

内容：ライフプランを立てよう

- (4) 平成25年1月24日(木) 5 or 6限 3年生(227名)

講座内容：クレジットカードの仕組みと悪質商法

講師：公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
柴田 博子 氏

- (5) 平成25年3月8日(金) 2限 1年「情報処理」(40名)

授業内容：電子マネーについて

講師：公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
花井 泰子 氏

3 授業等での取組

- (1) 「情報処理」での取組

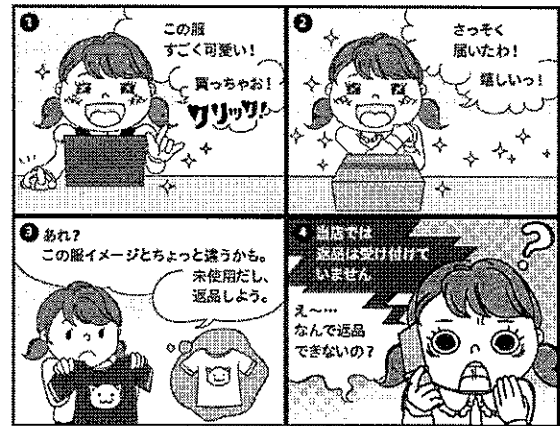
1年「情報処理」では、情報通信ネットワークの単元でインターネットの利用や情報モラルについて学ぶ。しかし、時間的にも短く利用者としての注意点は取り上げられていない。そこで、「インターネットでのトラブル」についてグループ学習を行うことにした。

まず、ネットトラブルで思いつくものを挙げさせたところ「なりすまし」や「ワンクリック詐欺」など社会で問題となっている多くのトラブルが出てきた。

次に「あいち暮らしっく」の事例を使い、原因と対処法についてグループで話

し合わせた。そこから生徒は「確認する」ことの大切さがわかったようである。しかし、対処法は「我慢する」「諦める」という意見がほとんどであったので、最後に「あいち暮らしっく」を使い、いくつかの対処法や消費者センターを紹介した。

<消費生活情報誌「あいち暮らしっく」NO.96
若者向け消費者トラブル被害未然防止特集号
P.4より>



(2) ホームルームでの取組①～ライフサイクルゲームの活用～

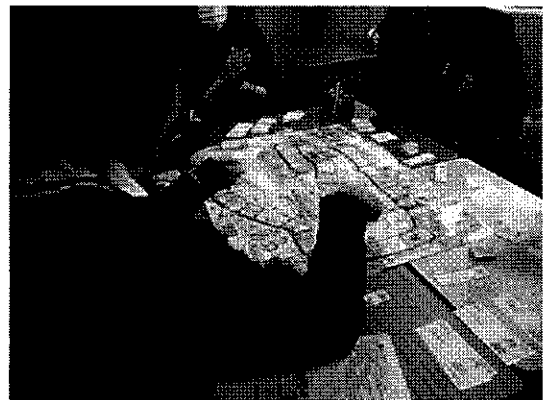
本年度3年生を担当した。商業高校では、6割の生徒が卒業後就職する。生徒達が社会に出るにあたり、これからの人生でどのような出来事があり、それに対して何を準備していかなければならないのかを知っておくことは重要である。そこで第一生命が考案した「ライフサイクルゲームⅡ」を活用することにした。

このゲームは、人生の様々な場面におけるリスクと必要な備えや消費者として知っておくべき消費者契約などを学ぶことができる。

生徒達は、ライフマネーの増減に一喜一憂していたが、お金の計画的な使い方や保険などの知識、被害にあってしまった時、消費者生活センターや弁護士などに相談すれば良いことをライフマネーの増減を通して体験できた。



<第一生命「ライフサイクルゲームⅡ」>

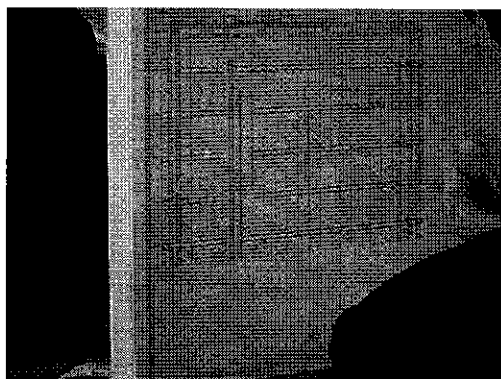


(3) ホームルームでの取組②～ライフプランを考える～

生徒達は、ライフサイクルゲームを通して、これからの人生で様々なライフイベントがあり、多くのお金がかかるということを知ったと思う。

そこで、自分のライフプランを考え、どれぐらいお金がかかるか、全国銀行協会金融経済教育サイトの「ライフプラン作り教材：ライフプラン計算シート」を活用しシミュレーションをさせることにした。自分の将来をなかなか想像できない生徒もいたが、現実味を持って慎重に考えている生徒、大きな夢を持つ生徒などいろいろと考えながらプランを立てていた。あまり時間をかけることができず、十分なものは

できなかったが、生徒達は、資料の金額を見て、その金額の大きさに驚いていた。
今回の内容で、将来への計画性が必要であることがわかってもらえたと思う。

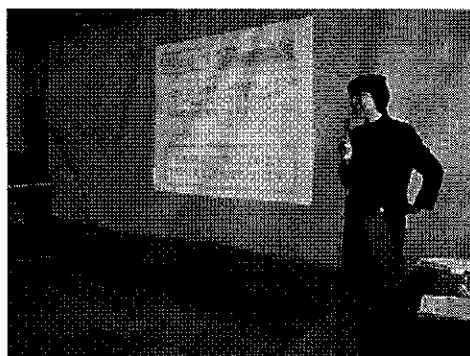


<全銀協の金融経済教育サイト

http://www.zenginkyo.or.jp/education/material/bank_highschool/download.htmlより>

(4) 3年生を対象とした消費者教育講座の実施

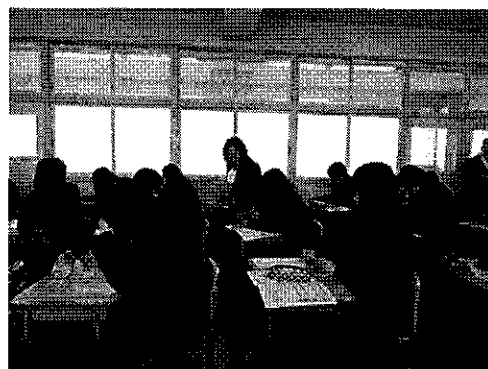
本校は毎年3年生に対し、「社会人になるにあたって」ということで外部講師による講演を行っている。今年は、消費者教育モデル校になったことから消費者問題を取り上げることにした。そこで、社会人となって持つことになるであろうクレジットカードを中心に挙げていただくことにした。日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会で作成した「「見えないお金」の物語」を使い、クレジットカードのメリット・デメリットとクレジットカードの仕組み、支払方法、そしてお金を使っている感覚が鈍くなることや多重債務の危険性について話していただいた。生徒達の感想は、「クレジットカードを使わないようにしよう」や「使いすぎに注意しようと思った」というものが多かった。



また、悪質商法についてもいくつか事例を挙げながら話していただいた。「アダルトサイト」や「出会い系サイト」など言葉では聞いたことがあるが、その巧みな内容やインターネットの画面を見たところ「ひっかからないと思っていたが、ひっかかるかもしれない」「おかしいと思ったらクリックしないようにしよう」など自分も気を付けなければならないという意識が強くなったことがうかがえる感想であった。

(5) 「「見えないお金」の物語」の資料を使って

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会から協会で作成した「「見えないお金」の物語」を使って授業を行いたいという依頼がきた。そこで情報処理に関係する項目「電子マネー」で授業を行ってもらうことにした。マナカやポインタなど生徒達に馴染み深いカードを取り上げ、拡大した絵を使いながらの授業であったので、自分が持っているカードの種類や支払い方法に違いがあることを知ることができた授業であった。



4 おわりに

消費者教育というと「悪質商法」や「インターネット関連被害」に遭わないための教育という印象が強かったので、これらのことをどの科目で取り上げられるかという視点で考え始めた。しかし、関連する部分が少なく、また授業の中でどのように結び付け、展開していくかという授業構成に難しさを感じた。

しかし、年度末「教員を対象にした消費者教育講座」に参加し、昨年12月に施行された「消費者教育推進法」では、消費者市民社会を目指し、物事を批判的に見て、主体的に判断する力をつける教育を目標としていることを知った。この視点から考えれば、商業でも、例えば商品開発を通し商品を材料から見目や原価計算を通して商品をコストから見目を養うなど消費者教育を行える場面はたくさんあることに気付いた。

また、今回研究するにあたり、授業・ホームルーム・学年全体で行ったが、この消費者教育は、学校教育の様々な立場で行うことができることであり、協力して行っていかなければならないものであると思った。

今後も商業科を中心に「消費者教育推進法」の考え方で学校教育の中でできる消費者教育を研究していきたい。